

11月・12月は「市税等納付推進月間」です

うるま市では、11月・12月を市税等納付推進月間とし、納付の協力を呼びかけております。

“愛してます 住みよいまち うるま”を実現するために
必要な財源は私たちの「市税等」によってまかなわれています。

市税等の種類は次のとおりです

固定資産税、市県民税、軽自動車税（種別割・環境性能割）、法人市民税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料。

わたしたちの市税等はこのように使われています！

- 道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用
- 福祉の向上を図るための費用
- 医療保険や介護保険の適正な制度運営
- 日常生活に必要なゴミ処理にかかる費用・・・など

✓ 固定資産税・市県民税・軽自動車税を滞納すると…

法律に基づいて財産の差押えが実施される場合があります。
不動産（土地・家屋）、債権（預金・給与等）、動産（軽自動車・テレビ等）などが差押えの対象となります。

✓ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を滞納すると…

財産の差押えが実施される場合があるほか、短期被保険者証（通常の保険証より有効期間の短い保険証）が交付されて、かかった医療費がいったん全額自己負担となります。

✓ 介護保険料を滞納すると…

介護サービスを利用する際に、自己負担の割合が3割に引き上げられるなど、ご自身の負担が多くなることがあります。また、法律に基づいて財産の差押えが実施される場合もあります。

納付の件でお困りのことがありましたら、担当課までおたずねください

【納税課・国民健康保険課では】生活が困難な場合や事業不振などのため、どうしても納期限内に納税ができない場合があるかと思えます。このような場合には、お早めに納付方法等についてご相談ください。なお、当該業務は本庁舎のみの対応となりますので、ご了承ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お電話によるご相談等も可能です。

【後期高齢者医療係・介護長寿課では】納付相談は本庁舎のみの対応になりますので、事前にお電話でお問い合わせください。お手続きの際は、印鑑と本人確認書類をご準備ください。

◆◆◆◆◆ 納付は便利な口座振替をおすすめします ◆◆◆◆◆

口座振替をご利用いただくと、納めに行く手間が省け、納め忘れがありません。
口座振替のお手続きの方法や、各種お問い合わせに関しましては下記連絡先をお願いします。

<お問い合わせ先>

- 市税の納付に関する事……………納税課（☎973-1099）
- 国民健康保険税に関する事……………国民健康保険課（☎989-5372）
- 後期高齢者医療保険料に関する事……………後期高齢者医療係（☎973-3177）
- 介護保険料に関する事……………介護長寿課（☎973-3208）



知っておきたい公的年金のこと！

11月は「年金月間」です。

お問合せ先

市民課 国民年金係
☎973-5498

1. 公的年金って何？

公的年金の制度とは、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方に、国民年金への加入が法律で義務付けられています（国民皆年金）。

2. 公的年金はどんな時にもらえるの？

若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、次のような場合に、年金を受け取ることができます。

- ① 年をとったとき（老齢基礎年金）
- ② 病気やケガで障害が残ったとき（障害基礎年金）
- ③ 家族の働き手が亡くなったとき（遺族基礎年金）

3. 保険料の納付

- ① 国民年金保険料納付書で納める
- ② 口座振替を利用する
- ③ クレジットカードで納める

※詳しくは納付書（領収済通知書）裏面をご確認ください。



納付書（領収済通知書）についてよくある質問

Q1 どこで納付することができますか？

A1 最寄りの銀行、郵便局またはコンビニエンスストアで納付できます。
※保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは納付できません。

Q2 領収（納付受託）日付等とは何ですか？

A2 月ごとの納付書の場合、4月分でしたら「4」と記載されています。このほか、まとめて納めやすいように「前納」、「上期」、「下期」など納付の期間が記載されている場合もあります。

Q3 「納付期限」と「使用期限」とは何ですか？

A3 「納付期限」から2年間はこの納付書を使用できます。ただし「使用期限」と記載されているものは、その期日までしか使用できません。
※納付期限までに納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金がもらえないことがあるので忘れずに！

Q4 基礎年金番号とは何ですか？

A4 公的年金制度で使用する一人ひとりに与えられた番号です。お問い合わせのときに、この番号をお知らせください。

「国民年金保険料」は、「社会保険料控除」の対象となり税額が軽減できます。

「国民年金保険料」は、納付した金額が、所得税及び市民税などの「社会保険料」控除の対象となりますので、税額が軽減されます。

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、日本年金機構から、11月上旬（毎年）に送付されます。

証明内容は、「今年の1月～9月30日」までに納付された国民年金保険料と、年内に納付が見込まれる場合の“納付見込額”となっています。

- <今年納め忘れを年内に納付> 今年分の控除として申告することができます。
- <過去の年度分や家族の分を納付> その場合も、控除の対象となります。
- <10月1日以降に今年初めて納付> 翌年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。

その他 日本年金機構からのお知らせ

- 厚生労働省では、「国民年金」について学べるパンフレットや動画を紹介しています。
- 皆様へ、国民年金制度の内容やメリットをわかりやすく「動画」でご案内。
<http://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/okinawa/html>

